8.7.7　都市整備部建築課

豊島区空家等対策計画の改定について

1. 豊島区空家等対策計画について

(1) 経緯

平成 27 年 2 月 26 日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）に基づき、平成 29 年 3 月に豊島区空家等対策計画を策定した。また、令和4年4月に改定し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等の指導方法や地域活性化の観点から空家等の有効活用に関する区の施策の記載を充実させた。

(2) 概要

目　　的・・・空家の倒壊、損壊、部材の落下等の事故発生を防止し、保安上、衛生上、景観上、生活環境の保全上、支障なく区民が安全で安心して住み続けられる街づくりに資すること

位置付け・・・空家特措法第7条

期　　間・・・5年

対象建物・・・空家、空家以外の管理不全な建物等

対象地区・・・区内全域

構　　成・・・第1章　計画の概要
目的、期間、他の計画との位置付け・関連性

第2章　空家等の現状と課題
空家を取り巻く現状、空き家が周囲へ与える影響、空家等の課題

第3章　空家等対策の基本方針
対象とする建物・地区、対策の基本方針

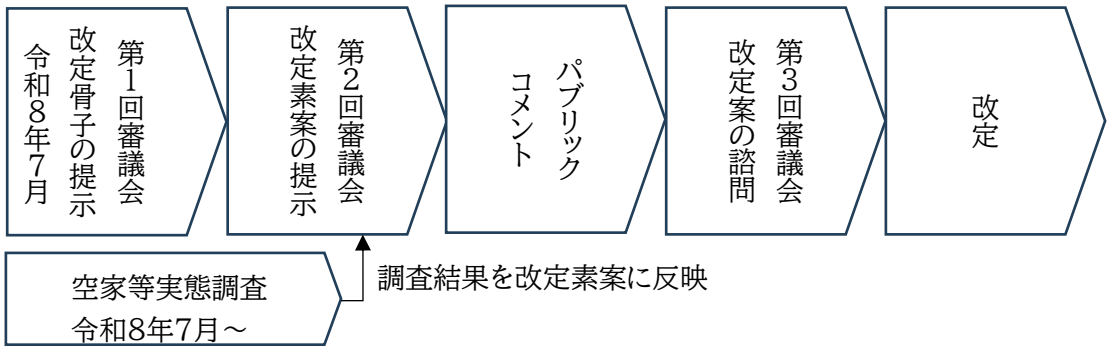
第4章　空家等への対応
管理不全な空家等の指導方法、空家に対する施策の詳細・取組み

第5章　特定空家等に対する取り組み
空家特措法に基づく特定空家等の判断基準、特定空家等の対策

2. 豊島区空家等対策計画の改定について

豊島区空き家等対策計画２期目の終了に伴い、計画の改定を行う。改定にあたり、令和８年４月、豊島区空家等対策審議会条例を制定し、学識経験者等の専門家を委員とする豊島区空家等対策審議会を設置した。令和５年12月に特別措置法が改正され、区の行う空家等への対策が拡大・強化されたことをふまえるとともに、専門家の知見も反映させながら改定を行う。

3. スケジュール



参考　空家等実態調査について

老朽化などによる危険度の高い空き家などの実態を把握するため、先の臨時会にて補正予算の議決をいただき、老朽空き家の実態調査に着手している。調査結果に基づき、老朽空き家所有者へ働きかけを行うとともに、改定する豊島区空家等対策計画にも結果を反映させる。

・対象建物

戸建て住宅、長屋、兼用住宅、2階以下かつ14戸以下の共同住宅

・調査項目

空き家判定、管理不全度、老朽度

・スケジュール

